

会津坂下町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和2年8月25日発行号

町民の皆さまへ

会津管内から感染者が確認されました。町民の皆さまには冷静な行動をお願いするとともに、一人ひとりがより一層注意を払い、慎重な行動をとっていただくようお願いいたします。

全国的に感染拡大が続いている中での往来も多くなっています。感染が拡大している地域から移動してこられた家族や知人などと一緒に過ごす場合は、屋内や家庭内であっても、マスクの着用や換気などの感染防止対策にご注意いただくとともに、発熱などの体調の異常を感じた場合には外出せず、すみやかに帰国者・接触者相談センターに連絡してください。また、新型コロナウイルスの陽性となった方やその関係者、医療従事者などに対する差別や偏見は、絶対になさらないようお願いいたします。町は、県内・管内で感染者が増加している現状を踏まえ、関係機関と緊密に連携しながら、感染防止対策にしっかりと取り組んでまいります。

会津坂下町新型コロナウイルス感染症対策本部長 齋藤 文英
会津坂下町長

感染症に関する相談は下記までお願いします

(感染の疑いがある場合は「帰国者・接触者相談センター」までご相談ください)

相談種別	受付時間	電話番号
帰国者・接触者相談センター	24時間(平日・土日祝日を含む)	☎ 0120-567-747
福島県一般相談 (コールセンター)	平日 午前8時30分～午後9時 土日祝日 午前8時30分～午後5時15分	☎ 0120-567-177 FAX 024-521-7926

「感染しない」、「うつさない」ために

感染者の発生が続いています。しっかり感染防止対策を行っていきましょう！

移動の必要性を慎重に判断しましょう

- 発熱などの症状がある方は移動を控えましょう
- ご家庭の中に、高齢者や既往症※をお持ちの方がいる場合や、感染リスクが高い場所に最近行った方は特に慎重に判断しましょう
- やむを得ない移動においては、移動先の自治体が出す情報を確認しましょう
- 接触確認アプリの活用や移動後2週間の行動歴を記録しましょう

※既往症：これまでかかった病気で現在は治癒しているもの

「新しい生活様式」を徹底しましょう

- 感染防止対策(手指消毒やマスク着用、大声を避ける、十分な換気)を徹底しましょう
- 「ちょっとそこまで」の外出でも忘れずにマスクを着用しましょう
- 人と人との距離を取ることを徹底しましょう
- 3密を極力避けましょう
- 友人や親せきなどが集まる会食や宴会については、感染リスクが高いことを心得ましょう
特に、大人数の会食は控えましょう
- 「接触確認アプリ COCOA」を導入しましょう



誰とどこで
会ったかメモ



手洗い・
手指衛生の徹底



(状況に応じて)
マスクの着用



2m
距離を取る



三密の回避



大勢での
会食を避ける



換気の徹底



COCOA - 新型コロナ
ウイルス接触
確認アプリ
厚生労働省健康局

スマートフォンのアプリストアからダウンロードしてください。「COCOA」で検索

会津坂下町生活支援事業

町独自の新型コロナウイルス感染症対策・生活支援は下記のとおりです

出生特別給付金

- 対象者** 令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生し、会津坂下町の住民基本台帳に記録されたお子さん
- 申請・受給者** 対象者の保護者 **給付額** 10万円
- 提出書類** ①会津坂下町出生特別給付金支給申請書 ②本人確認書類(申請者本人の運転免許証等の写し) ③親子関係の確認書類(母子健康手帳)の写し ④振込口座確認書類(通帳写しなど)
※該当される方には申請書を郵送します。※申請期限については送付文書をご確認ください。

問/申込 総務課 行政管理班 ☎84-1503

学生等就学継続支援給付金

- 対象者** 町内出身の大学生・大学院生・短大生・専門学生・予備校生(県内外を問わず)で、保護者が町内在住の方
- 給付額** 3万円
- 提出書類** ①会津坂下町学生等就学継続支援給付金交付申請書 ※自治会を通して配付済 ②学生証または在学証明書の写し ③振込口座確認書類(通帳写しなど)
- 申請者** 本人または保護者(親、祖父母、兄弟など)
- 申請窓口** 町役場1階 税務管理班隣に8月31日(月)まで開設(8月中のみ土日窓口開設) その後は政策財務課政策企画班にて受付

申請期限 11月30日(月)

問/申込 政策財務課 政策企画班 ☎84-1504

学生生活支援事業「ふるさと産品贈呈」

- 対象者** 町内出身で県外在住の大学生・大学院生・短大生・専門学生・予備校生で、保護者が町内在住の方
- 支援品** 米4kg、味噌、醤油、マスクなど(8千円相当)
- 提出書類** ①会津坂下町学生生活支援事業申込書 ※町ホームページよりダウンロードまたは役場東分庁舎に設置 ②学生証または在学証明書の写し

申請者 本人または保護者(親、祖父母、兄弟など)

申請期限 8月31日(月)
(郵送、メール、FAXで申請可能)
※2次募集受付は10月より開始

問/申込 産業課 商工観光班 ☎83-5711 FAX83-5713
E-Mail gakusei@town.aizubange.fukushima.jp

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予について

下記に該当する方については、申請により保険税(料)の減免・徴収猶予を受けることができます。

減免

- 【対象】** 世帯または主たる生計維持者の事業収入などが前年同期に比べ、30%以上減少した世帯
- 【減免額】** 国税・後期高齢者医療保険料…令和2年2月～令和3年3月納期分の保険税(料)の10分の2～全額
介護保険料…令和2年2月～令和3年3月納期分の保険料の10分の8～全額

徴収猶予

- 【対象】** 令和2年2月以降の被保険者などの収入が前年同期に比べ20%以上減少した世帯
- 【猶予期間】** 国民健康保険税…1年以内
介護保険料・後期高齢者医療保険料…6か月以内

- 提出書類** ①申請書 ②本人確認書類(運転免許証等の写し) ③印かん ④収入の減少等の証明書類(申告書の写し、売上帳、給与明細、通帳写し)
- 申請期限** 令和3年3月31日(水)まで

問/申込 生活課 保険年金班 国保年金係 ☎84-1501 高齢者支援係 ☎84-1513

傷病手当金の支給について

新型コロナウイルスに感染または感染の疑いのため仕事を休んだ方は、申請により傷病手当金が支給されます。

- 対象者** 国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入しており給与支払いを受けている方で、新型コロナウイルスに感染(感染の疑い)により連続して4日間以上勤務することができず、事業主から給与の全部または一部を受け取ることができなかった方

- 支給額** 直近3か月間の給与収入の平均日給×3分の2×支給対象日数
※療養のため仕事ができない日から起算して4日目から勤務予定があった日数分(上限額有り)

支給対象期間 令和2年1月1日～令和2年9月30日

- 提出書類** ①傷病手当金支給申請書(事業主や医療機関の証明が必要) ②本人確認書類(運転免許証等の写し) ③通帳写し ④印かん

申請期限 令和4年9月30日(金)
(仕事ができない日から起算して2年間で特効)

<p>新規設備投資に係る固定資産税特例措置拡充のご案内 新規に設備投資を行う中小事業者などを支援する観点から、これまで償却資産に限られていた適用対象に、一定の事業用家屋及び構築物を加えるもので、固定資産税が3年度分全額減免となります。</p> <p>対象設備 令和2年4月30日から令和3年3月31日までに、生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備など</p> <p>減免期間 新たに固定資産税が課される年度から3年度分</p>	<p>中小事業者等所有の固定資産税軽減措置のご案内 売上高に相当の減少があった中小事業者などに対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産および事業用家屋に係る固定資産税を減免します。</p> <p>対象者 ①令和2年2月～10月までの任意の3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて、30%以上50%未満減少している者 → 2分の1減免 ②同じく、50%以上減少している者⇒全額減免</p> <p>申請期間 令和3年1月から同月末まで</p>
問/申込 総務課 税務管理班 ☎84-1502	

<p>一般家庭用水道の基本料金の免除開始</p> <p>対象者 一般家庭用（家事用）として水道使用している方</p> <p>免除 水道の基本料金</p> <p>期間 令和2年8月請求分（7月使用分）から令和2年10月請求分（9月使用分）までの3か月間</p> <p>※手続きは不要です。ただし、用途が「家事用」以外になっている方で、現在「家事用」として使用している場合は下記までご連絡ください。なお、用途は検針票で確認ができます。</p>	<p>未給水地区等への生活支援給付金</p> <p>対象者 町住民基本台帳に登録の住所地で、井戸水、沢水、地下水のみを生活用水として利用している世帯の世帯主</p> <p>給付額 7,188円</p> <p>提出書類 ①会津坂下町未給水地区等生活支援給付金事業交付申請書 ※申請書は上下水道班から該当の方へ郵送します。また町ホームページからもダウンロードできます。 ②本人確認書類の写し（運転免許証など） ③振込口座確認書類（通帳写しなど）</p>	<p>水道料金等支払猶予措置</p> <p>対象者 個人・法人を問わず、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少などにより、水道料金などの支払いが困難となった方</p> <p>対象料金 ①水道料金 ②下水道使用料 ③農業集落排水処理施設使用料 ④下水道事業受益者負担金 ⑤農業集落排水事業分担金</p> <p>猶予期間 4か月間 ※支払猶予であり、軽減や免除ではありません。</p> <p>手続き ①下記まで電話で相談 ②役場よりご自宅へ申請書を送付 ③必要事項を記入の上、郵送またはFAXにて提出</p>
問/申込 建設課 上下水道班 ☎84-1530		

地域農業経営持続化支援交付金
<p>対象者と交付額 ①認定農業者・新規認定就農者・畜産・養鶏・花卉・果樹・その他園芸作物農業者…5万円 ②新型コロナウイルス感染症による影響を受けた労働者を農作業のため雇用受入した農業者…日給上限5千円（支払日給の2分の1）※最大15日分</p> <p>提出書類 地域農業経営持続化支援交付金申請書 ※添付書類などの詳細は8月25日（火）配付のチラシをご覧ください。</p> <p>申請期間 9月1日（火）～令和3年3月31日（水）</p>
問/申込 産業課 農林振興班 ☎84-1505

会津坂下町観光物産協会ふるさと産品ネットショップ出品者募集
<p>観光物産協会開設のインターネットショップにおいて、商品取扱いを希望する事業者の方は下記までご連絡ください。</p> <p>取扱条件 ●観光物産協会の正会員として入会可能な町内事業所 ●賠償責任保険（PL法保険など）に加入の町内事業所 ●ふるさと産品ネットショップ開設事業要綱に承諾していただける事業者</p> <p>取扱商品 食品（醸造品、菓子、飲料品など）、手工芸品など</p>
問/申込 （一社）会津坂下町観光物産協会 ☎83-2111

糸桜里の湯ばんげ入湯利用券の配付について
<p>町内全世帯へ糸桜里の湯ばんげ入湯利用券 2,000円分（200円券×10枚）を配付します。</p> <p>配付期間 9月下旬から10月にかけて</p>
問 産業課 商工観光班 ☎83-5711

<p>営業自粛協力事業者応援金</p> <p>対象者 福島県の休業要請などに応じて、緊急事態措置の期間のうち、少なくとも令和2年4月21日から令和2年5月15日までの間、定休日を除く3日間以上、町内の施設の休止や営業時間の短縮の対策を講じている事業者</p> <p>給付額 ●休止をした施設を自己所有… 5万円 ●休止をした施設を1か所賃貸… 10万円 ●休止をした施設を複数箇所賃貸… 15万円</p> <p>提出書類 ①申請書 ②確定申告書の写し ③各種営業届出許可証 ④本人確認書類（運転免許証の写しなど） ⑤休業・時短営業の実態が分かる書類 ⑥振込口座確認書類（通帳写しなど）</p> <p>申請期限 9月30日（水）</p>	<p>感染防止対策事業者応援金</p> <p>対象者 町内で感染防止対策を行って商売をしている方（理美容業・小売業・医療・介護、建設業、製造業、運輸業、NPO、神社・仏閣など） ※現在、対策している方も申込みできます。 ※町独自支援のため、国・県の支援策と重複して申請できません。</p> <p>給付額 3万円</p> <p>提出書類 ①申請書 ②確定申告書の写し ③本人確認書類（運転免許証の写しなど） ④感染防止対策の取り組みが確認できる書類 ⑤振込口座確認書類（通帳写しなど）</p> <p>申請期限 9月30日（水）</p>
<p>空気清浄機設置事業補助金</p> <p>対象者 令和2年4月1日以降に空気清浄機を新たに購入して設置した町内飲食店で、町税を滞納していない方</p> <p>対象機器 空気清浄機（ウイルス除去・不活性化などの効果があるもの）</p> <p>補助額 空気清浄機購入費用の2分の1（1事業者あたり1台限りで、上限2万円）</p> <p>申請期限 令和3年3月31日（水）</p> <p>提出書類 ①申請書 ※該当の方には郵送済み ②本人確認書類 ③営業許可証の写し ④領収書 ⑤ウイルス除去機能が確認できる書類 ⑥振込口座確認書類（通帳写しなど）</p>	<p>新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）信用保証料補助金</p> <p>対象者 福島県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）」を利用する、売上高が5%以上15%未満減少した町内事業者で、福島県信用保証協会に信用保証料を支払った方 福島県信用保証協会に信用保証料を支払った額の2分の1を補助</p> <p>補助額 令和3年3月1日（月）申請書（町内の金融機関に設置しています）その他の提出書類は取引先の金融機関窓口でご確認ください。</p>
問/申込 産業課 商工観光班 ☎83-5711 FAX83-5713	

各課からのお知らせ ～国の支援制度など～

厚生労働省による医療的ケア児者の方へのアルコール綿と精製水の配布について
<p>在宅で医療的ケアを受けている障がい児者の方で、アルコール綿と精製水の必要数確保が困難に感じる方に限り無償で優先配布します。※各自での申し込みが必要となります</p> <p>対象者 65歳未満の障がい者、65歳以上で障がい福祉サービス利用者</p> <p>対象のケア ①人工呼吸器装着 ②在宅中心静脈栄養（HPN） ③気管切開（①該当外） ④喀痰吸引（①③該当外）</p> <p>申込期間 8月26日（水）～9月9日（水）</p> <p>申込方法 本人・家族が厚生労働省ホームページから直接申込み（登録）</p>
問/申込 厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12793.html

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
<p>対象者 ①4月1日～9月30日までの間に事業主の指示により休業した中小企業の労働者 ②その休業に対する賃金（休業手当）を受けられない方</p> <p>支給額 休業前賃金の8割（日額上限11,000円）</p> <p>※4月～6月までの休業についての申請期限は9月30日（水）までです。 詳細・申請書ダウンロードは休業支援金で検索</p>
問/申込 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276

コロナに負けない！元気に明るく！「KFB・東邦銀行2020ふくしまの元気！応援CM大賞」
<p>KFB福島放送主催のCM大賞に参加しています。今年度の1次審査は視聴者によるWEB投票です。この結果が2次審査の採点に反映されるため、町民の皆さんによる投票が鍵となります。 ぜひ投票をお願いします！！「会津坂下町はNo.22」です。</p> <p>「2020ふくしまCM大賞」ホームページ⇒kfb.co.jp/special/cm2020</p> <p>WEB投票期限 9月23日（水）</p> <p>番組（結果発表）は10月31日（土）午後2時30分 放送予定（結果に限らず、全市町村の作品を放送）</p>
